

株 式
持 分 (及 び 議 決 権) の 取 得 等 に 関 する 届 出 書

年 月 日

殿
(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名		記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国 籍		
	職業又は営んで いる事業の内容		資本金		
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権 の50%以上を保有している会社 ニ イが役員の大過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの		
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		記名押印又は署名	
		住所又は主たる 事務所の所在地			
	事 務 上 の 連 絡 先 (担当者電話)				

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資 本 金 (払込資本) 総 議 決 権	取得前、一任運用前又は設立時 円 (株 (口)) 取得後又は一任運用後 円 (株 (口)) 取得前、一任運用前又は設立時 個 取得後又は一任運用後 個
	(5) 外 資 比 率	取得後又は一任運用後の外資比率 % (取得前又は一任運用前 %)
	(6) 事前届出業種に該 当する理由	
	(7) 事前届出業種に該 当する連結子会社等 があるときは、当該 連結子会社等に関する事項	

2 取得又は一任運用をしようとする株式(持分)	(1) 上場、非上場等の区分 (該当分に○)	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他	
	(2) 取得又は一任運用の 態様		
	(3) 数量、取得・一任運 用価額等	数 量 株(口) 取得価額又は一任運用価額 円(一株(口)当たり 円) 取得後又は一任運用後の出資比率 % (取得前又は一任運用前の比率 %) 取得後又は一任運用後の議決権比率 % (取得前又は一任運用前の比率 %)	
	(4) 取得又は一任運用の 時期		
	(5) 支 払 の 時 期		
	(6) 取得又は一任運用の 相手方	氏名又は名称	
住所又は主たる 事務所の所在地			
譲 渡 数 量			
3 取得又は一任運用の目的等	(1) 取得又は一任運用の 目的		
	(2) 取得又は一任運用に 伴う経営関与の方法		
	(3) 取得後又は一任運用 後の事業計画		
	(4) 事前届出業種に該 当する事業の取扱い		
4 届出者の事業方針等に影響 を及ぼす者	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		
	国 籍		
	職業又は営んで いる事業の内容		
	資 本 金		
	届出者との関係		

5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	
	数 量	株 式 株 議決権 個
	出 資 比 率 議 決 権 比 率	% %
6 その他の事項		

届出受理年月日	
及び受理番号	

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 本届出書は、株式若しくは持分の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、株式の取得又は株式への一任運用にあつては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
- 2 代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 5 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記し、「(5) 外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。
- 6 「1 発行会社」欄中「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規

定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)又は半期報告書(同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 取得又は一任運用をしようとする株式(持分)」欄中「(3)数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

- 7 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 8 「2 取得又は一任運用をしようとする株式(持分)」欄中「(2) 取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。)である場合においては、届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量(株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。)の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量(直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任(対内直接投資等に関する政令第2条第9項第5号イに該当するものに限る。)に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。)の総議決権に占める割合を記入すること。「(6) 取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。
- 9 「3 取得又は一任運用の目的等」欄中「(1) 取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的を記入すること。「(2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3) 取得後又は一任運用後の事業計画」欄には、取得後又は一任運用後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後又は一任運用後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、取得又は一任運用の目的が「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
- 10 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。
- 11 「5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率・議決権比率」欄については、届出者が本届出書により発行会社の株式(及び議決権)を取得しようとするときにあっては、届出者と特別の関係にあるもの(届出者を対内直接投資等に関する政令第2条第4項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。))をいう。以下この記入要領において同じ。)が所有する同一発行会社の株式数量及び当該届出者と特別の関係にあるものの保有等議決権数量(議決権のうち届出者が保有等をする議決権(すなわち、「2 取得又は一任運用をしようとする株式(持分)」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする議決権)と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。)並びに当該株式数量及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする

ときにあつては、届出者と特別の関係にあるものがする一任運用（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該届出者と特別の関係にあるものの保有等議決権数量（議決権のうち届出者が保有等をする議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をしようとする株式（持分）」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式数量及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

- 12 本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第3条第2項第3号に該当する対内直接投資等である場合又は本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合には、その旨、「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 13 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2 銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行った年月日	金 額	銀行等又は資金移動業者確認印

（日本産業規格A4）